

京都市訓令甲第 25 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表行財政局の款総務部の項総務課の目を次のように改める。

<p>庁舎管理課</p>	<p>警備員（警備長及び副警備長を除く。）</p>	<p>交替に 午前8時から午後5時まで 午前8時から翌日の午前8時まで</p>	<p>午後5時まで の勤務 につい ては1 時間1 5分 午前8 時まで の勤務 につい ては8 時間3 0分</p>	<p>4週間を 通じて8 日</p>
	<p>市長の送迎 自動車の運 転業務に従 事する職員</p>	<p>交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前10時45分から 午後7時30分まで</p>	<p>一般職 員に同 じ</p>	<p>4週間を 通じて8 日、祝日 法による 休日並び に1月2 日、同月 3日及び 12月2 9日から 同月31 日まで</p>

	副市長又は教育長の送迎自動車の運転業務に従事する職員	一般職員に同じ
--	----------------------------	---------

別表行財政局の款総務部の項輸送課の目を削る。

別表保健福祉局の款保健福祉部の項身体障害者リハビリテーションセンターの目及び醍

醐和光寮引継事務所の目を次のように改める。

障害保健福祉課	家庭奉仕員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時45分から午後6時30分まで	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
身体障害者リハビリテーションセンター	病棟に勤務する看護師	交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時45分から午後7時30分まで 午後4時30分から翌日の午前1時15分まで 午前0時30分から午前9時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日
	保育士及び福祉施設指導員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで	午後5時15分までの勤務	

		午後1時から翌日の午前9時まで	については1時間 午前9時までの勤務 については4時間30分
--	--	-----------------	--------------------------------------

別表保健福祉局の款子育て支援部の項保育所の目中

ひかり 保育所、周 山保育所及び 細野保育所に 勤務する保育士	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前7時15分から午後4時まで 午前7時30分から午後4時15分まで 午前7時45分から午後4時30分まで 午前8時から午後4時45分まで 午前8時15分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後5時30分まで 午前9時から午後5時45分まで	午後3時45分までの勤務、午後4時までの勤務、午後4時15分までの勤務、午後4時30分までの勤務、午後4時45分までの勤務、午後5時までの勤務、午後5時15分まで	日曜日、4週間を通じて3日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
---	--	---	---

の目及び京都市立京北病院の目を削る。

別表中

			栄 養 士	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時から午後5時45分まで		一般職員 に同じ
区役所又は区役所支所	福祉部	福祉介護課	家庭奉仕員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

を

			栄 養 士	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時から午後5時45分まで		一般職員 に同じ
--	--	--	-------	--	--	-------------

に

改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)